

公共工事の最低制限価格等の改正について

平成23年11月29日

公共工事発注における「最低制限価格」並びに「低入札価格調査の調査基準価格及び失格基準」について、次のとおり改正を行う。

◎ 見直しの内容

1. 背景

公共工事の入札制度については、公正性・透明性・競争性の確保や品質の確保のため、一般競争入札の段階的拡大、総合評価落札方式の拡充、ダンピング防止のための最低制限価格の引上げなど、その改善に取り組んできた。

近年、低価格での入札件数の増加や営業利益率の低下により、建設業界は非常に厳しい経営環境が続いており、工事の品質低下や下請け企業へのしわ寄せ等が懸念される。

2. 見直し内容

国では、本年4月に、低入札価格調査における調査基準価格について、2%程度引上げる改正を行い、地方公共団体も同様に見直すよう、国からの要請があった。

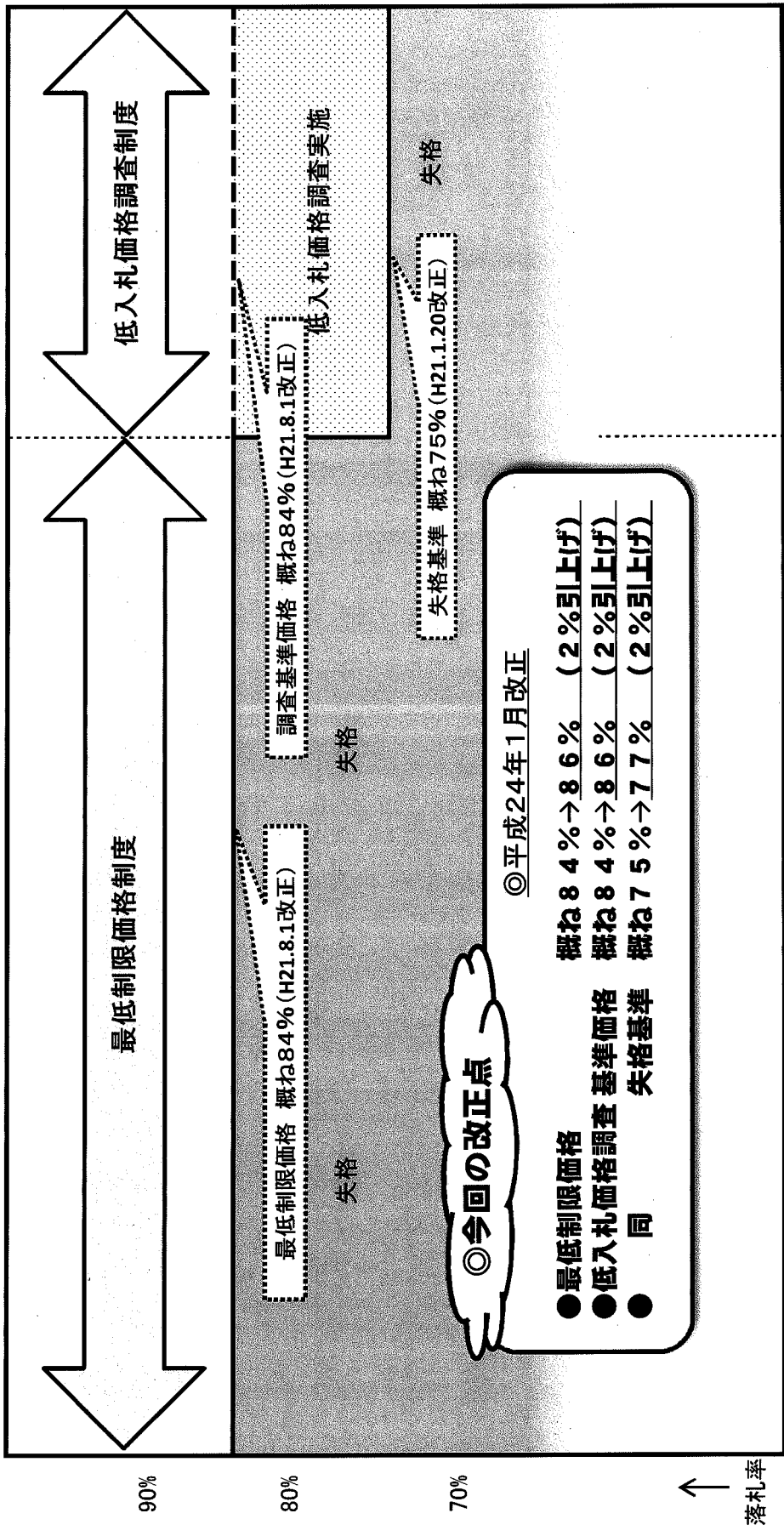
これを受け、本県においても、これまで検証作業を行い、その結果、予定価格1億円未満の工事を対象としている『最低制限価格』、並びに、予定価格1億円以上の工事を対象としている『低入札価格調査の基準価格及び失格基準』について、それぞれ次のとおり改正することとした。

○ <u>予定価格1億円未満の工事</u> 最低制限価格	改正前 予定価格の概ね84%	→	改正後 概ね86%
○ <u>予定価格1億円以上の工事</u> 低入札価格調査基準価格	改正前 予定価格の概ね84%	→	改正後 概ね86%
失格基準	予定価格の概ね75%	→	概ね77%

3. 適用時期

平成24年1月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

大分県における公共工事の 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の概要



※低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の制限率は、工種・規模等によって異なる。

【参考】

①最低制限価格の概要

・ 予定価格 1 億円未満の工事を対象として、昭和 62 年 4 月から実施

【最低制限価格】

予め工事ごとに定めた価格を入札金額が下回った場合、適正な契約の履行が不可能であると判断し、落札者とししない基準となる価格

②低入札価格調査の概要

・ 予定価格 1 億円以上の工事を対象として、平成 12 年 10 月から実施

【低入札価格調査】

予め工事ごとに定めた価格を入札金額が下回った場合、提出された工事費積算資料等の書類審査や事情聴取等の調査（低入札価格調査）を実施し、適正な契約の履行が可能か否かの判断をした後、落札者を決定するもの

【低入札価格調査基準価格】

低入札価格調査を実施する基準となる価格

【失格基準】

予め工事ごとに定めた価格を入札金額が下回った場合、適正な契約の履行が不可能であると判断し、落札者とししない基準となる価格

③今回の改正内容

●最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式

(改正前)

$$\text{予定価格} \times \frac{(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 70\% + \text{一般管理費} \times 30\%)}{\text{設計額 (税抜き)}}$$

設定範囲 : 70% ~ 90%

(改正後)

$$\text{予定価格} \times \frac{(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 30\%)}{\text{設計額 (税抜き)}}$$

設定範囲 : 70% ~ 90%

●低入札価格調査失格基準の算定式

(改正前)

$$\text{失格基準} = (\text{直接工事費} \times 85\% + \text{その他経費} \times 55\%) \times 1.05$$

(改正後)

$$\text{失格基準} = (\text{直接工事費} \times 85\% + \text{その他経費} \times 60\%) \times 1.05$$

※その他経費とは、
共通仮設費、現場管理
費及び一般管理費の
合計額のこと

〈問い合わせ先〉 大分県土木建築部 公共工事入札管理室

室 長 田原雅弘 097-506-4522
主 幹 秋月宏昭 097-506-4527